○経済産業省令第五六号

外 国 為替及び 外国貿易法 昭昭 和二十四年法律第二百二十八号) 第六十九 条の五、 輸出貿易管理令 (昭 和二

十 兀 年 政 令第三 百七十八号) 別 表 第 並 び に 外国 [為替令 昭昭 和 五 十五 年 政 令第二百 六十号) 第十 七 条 第 五. 項

及 び 別 表 \mathcal{O} 規定 に基 づ き、 輸 出 「貿易管 理 令 別 表 第 及 び 外 国 為替 令 别 表 \mathcal{O} 規定 に 基 空づき貨: 物 又 は 技 術 を 定

る省令及び貿易関係貿易外 取引等に関する省令の一 部を改正する省令を次のように定め る。

平成二十四年 七月 一九日

済産業大臣 枝野 幸男

経

輸 出貿 易 管理令 別 表第 及び 外 国為替令別 表 0 規 定に基づき貨物又は技術を定め る省令及び貿易関係

貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

輸 出 貿易 管 理 令 別 表 第 及び 外 国 為替 令 別 表 \mathcal{O} 規定 に基づき貨物 又は 技術、 を定める省令 0 部 改 正

第 条 輸 出貿易管理令別 表第一 及び外国 I為替令. 別 表 の規定に基づき貨物又は 技術を定める省令 (平成三年

通商産業省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二 条 の 二 第 項第二号中 塹ばんごう 熱リケッチア」 を削 り、 \neg 類 又は 口 ツ キ Щ 紅 斑熱リケッ

チア」を「又は類鼻疽菌」に改める。

号 イ のに限る。)又はその部分品」 チ中「ハイブリッドロケット」を「前号イ(二)に該当するハイブリッドロケット」に改め、 るように」 の製造用 ドを三〇〇キロ 第三条第一号中「五〇〇キログラム以上の」を削り、 の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品」を加え、 中 を 固 「噴霧するように」に、 メートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるも 体 口 ケッ ト推進装置」の下に「、ハイブリッド を $\overline{\mathcal{O}}$ 部分品」 「することができる」を「するように設計した」に改め、 に改め、 同条第一号の二中「無人航空機」の下に「又はそ 同条第八号ニ中 口 ケッ ト推 $\overline{\underline{P}}$ 同条第一号の三中 進 を 装 置」 р を加 に改め、 え、 「(ペイ 同 「噴霧でき 同条第十 同 条第三号 条第二 . П

1 \sim 工 1 <u>~</u>° ージング鋼であって、次の 1 口 口 ドを三〇〇キロ ードを三〇〇キロ メートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるマル メートル以上運搬することができるロケット又は五○○キログラム以上の (一) 及び $\stackrel{\frown}{=}$ に該当するも 0)

六号トを次の

ように改め

(一) 次のいずれかに該当するもの

1 固 溶 化熱処理段階で二〇度の温 度において測定した最大引張強さが九〇〇、〇〇〇、〇〇〇

パスカル以上のもの

- 2 析出硬化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、
- ○○○パスカル以上のもの
- (二) 次のいずれかに該当するもの
- 1 厚さが五ミリメートル以下の板又は管
- 2 厚さが五〇ミリメートル以下の管であって、かつ、内径が二七〇ミリメートル以上のもの

第三条第二十号中「重力勾配計」を「重力勾配計」に改める。

第四条第三号中 銅銅 を を 「銅で」に、 「ラミネートしたもの」を「ラミネートされたもの」 に改め、

同条第十三号イ及びへ中「二四〇度」を「二九〇度」に改める。

第五条第二号イ中 「輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもののうち、次のいずれか」を「次の

- (一)及び (二)」に改め、同号イ(一)及び(二)を次のように改める。
- 軸 以上の直線軸の位置決め精度が○・○○四五ミリメートル以下のもの 国際規格ISO二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、 いずれか

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもの

第五条第二号口 $\widehat{}$ 中「次のいずれかに該当するもの」を 「国際規格ISO二三〇/二 (二〇〇六)

で定める測定方法により測定した場合に、 いずれ カュ 一 軸以上の 直線軸の位置決め精度が〇・〇〇四五 ミリ

メー トル以下 かも \bigcirc に改 め、 同号ロ 中1及び2を削り、 同号口 中 (一九九七)」を「(

二〇〇六)」に改め、 同号ハ(一)中「(一九九七)」を「(二〇〇六)」に、「ときの」を「場合に、

いずれか一軸以上の」に改め、同号ハ(四)中「(一九九七)」を「(二〇〇六)」に改め、 同号ホ

中 九九七)」を「(二〇〇六)」 に改め、 同条第十号イ中「フィードバック装置」 を 「直 線上

の位 置 のフ 1 F バ ツ ク装置」に改め、 \neg 直線上の位置を検出する位置検出器を有 Ĺ 及び 「位置 検出

器 <u>の</u> を削 り、 「スケー ルの有効長さ」を「当該装置の有効測定長さ」 に改め、 同号口中 「 角 度を検 出 . ナ

る位置検出器を有する」を「角度の」に改め、 同条第十一号中「又はしごきスピニング加工機」 を削 ŋ

「すべて」を 「全て」に改め、 同号ロ中「二以上」を「三以上」に改める。

第六条第 号口 中 「若しくはル」 を $\overline{}$ ル若しくはヲ」 に改め、 同号ヌ中 一、 化合物半導体を用いた記

憶素子用のもの」を削り、同号ルの次に次のように加える。

- ヲ ダイレクト・デジタル・シンセサイザ(DDS)集積回路であって、次のいずれかに該当するもの
- デジタルアナロ グ変換クロ ック周波数が三・五ギガヘルツ以上であって、デジタルアナ 口 グ

変換分解 能が一〇ビ ット以上一二ビット -未満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

デジタルアナロ グ変換 波 数が一・二五ギガヘルツ以上であって、 デジタルアナロ

クロ

ック周

グ 、変換分解能が一二ビット以上のもの

第六条第二号リ中「第十二号イ若しくはロ、 第十三号イ若しくはロ」を「第十二号イ、 ロ若しくは

第十三号イ、 ロ若しくはホ」 に改め、 同号ワ 五 中 「を超える」を 「超五六ギガヘルツ 以下の」 に改め

「合成出 . 力 周 波数 範囲 で、 の 下 に 「五五〇メガへ ルツを超えるいずれかの」 を加え、 同号ワ 五 0)

次に次のように 加える。

(六) 五六ギガヘルツ超七○ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超える

1 ずれ カ \mathcal{O} 周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満 \mathcal{O} も の

(七) 七〇ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、 周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満の

も の

第六条第五号ロ中「二五〇ワット」を「三〇〇ワット」に改め、 同条第十三号イ中「一〇〇ナノ秒未満

のパ ルス幅 (T) を 「次の (一) 及び(三) に該当する」に改め、 同号イに次のように加える。

- パ ル ス幅 が一〇〇ナ ノ秒 未 満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}
- オン 才 フ 比 が六五デシベ ル 以 上 \mathcal{O} Ł \mathcal{O}

第六条第十三号ニ中 「合成出力周波数が三・二ギガへ ルツ超七○ギガヘルツ以下であって、」を 「搬送

波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が」に改め、 同号ニ (一) 及び 中 . 「動作! 周 波数

とオフセット 周 波 数数 の隔たりが」 を 「三・二ギガヘルツ超七○ギガヘルツ以下のいずれ か の合成出 力 周波

波帯 数带 域 位 で、 相 雑 音 動 作周 0 比が」 波数とオ を削 フセ り、 同 条第十四号イ中 . 周 波数 0 隔 た たりが」 最 大動作周波数が」 に 改 め、 「搬送波 を削 に対する一へ り、 「であって、 ルツ当た カゝ <u>つ</u> 0 を 単 側

り

ツ

}

0) V) ずれ カュ の動 作周波数帯域にお いて」に改め、 同条第十五号イ中「四三・五ギガヘルツ」を「七〇ギガ

ル に改め、 同条第十七号ニを次のように改める。

= 削除

第六条第十七号ホ $\widehat{}$ 中 ハ又はニ」 を「又はハ」 に改め、 同号ト 及び $\stackrel{\frown}{=}$ 中 「第八号の

ンビー を ムで使用するために設計したレジストであって、○・○一マイクロ 「第八号の三」に改め、 同条第十九号ロ中「〇・〇一マイクロクロー クロ ン」を「電子ビーム又はイオ シ に改め、 電 気 量 を

照射する電 子ビー ム又はイオンビ ムに対する」 を削 り、 同号 ハ中 「二・五ミリジ ユ ル を 「エ ツ クス

工 ツ クス線に対する」を削り、 同号ニを次のように改める。

線

で使用するために設

計したレジ

ストであって、二・五ミリジ

ユー

ル

に改め、

「エ

ネルギー

-を照る

射

する

イメージング技術用に最適化したレジスト(シリル化したレジストを含む。

第七条第三号イを次のように改める。

=

表面、

イ 削除

第七 条第三号ハ及びホ中 「一・五実効テラ演算」 を「三・〇実効テラ演算」 に改め、 同号ル中 <u>五</u>の

四)」を「(五の五)」に改める。

第八条第 一号中 「又は 電波」を 電波」 に改め、 「することができる装置」 の 下 に 「又は 無線 通 信傍

受装置」 を加え、 同条第二号イ(二) 2 中 「設計したもの」 の 下 に 「又は商用 民 生通! 信 0 固 定若 しくは移

 \mathcal{O} 衛 星 通 信 地 球局に使用するように設計したもの」 を加え、 同条第五号の三中 「移動通 信 を 移 動体

動

通信」に改め、同条第五号の四の次に次の一号を加える。

五. の 五 無線通信傍受装置であって、 移動体通信プロトコ ルを用いる無線通信を傍受し、 及び処理するた

めに特に設計した装置又はその部分品

第八条第六号中 「若しくは第十四条第五号」 を 第十四条第五号若しくは第五号の二」 に改め、 同条

第七号中 「第五号の四」を 「第五号の五」に改め、 同条第八号の二ハを削り、 同条第九号中 「ヨまで」 を

「レまで」に改め、 同号へ $\widehat{}$ 1中「カまで」の下に「又はレ」を加え、 同号ト及びチを次のように改

める。

ト 削除

チ 削除

第八条第九号ヌ中「及びワ」 を削り、 同号ワを次のように改める。

ワ 削除

第八条第九号ョの次にタ及びレとして次のように加える。

タ 本号から第十二号までに掲げるものであって、次の $\widehat{}$ から までの全てに該当するもの

該当することが貨物の製造者、 販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。) 次

号から第十二号までにおいて「市販暗号装置」という。)

購入に際し て何 5 0) 制限を受けず、 店頭に お V) て又は 郵便、 民間 事業者による信書の送達に

関 す んる法律 平 成 十四 年 法律第九十九号) 第二条第六項に規定する一 般信書便事業者若しく は 同

条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信

回線 に接続した入出力装置 (電話を含む。) による注文により、 販売店の在庫から販売されるも

(T)

 $\stackrel{\frown}{=}$ 当該貨 物 0 有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できない もの

 $\widehat{\underline{\exists}}$ 当該 吸貨物の. 有する暗 号機能 の使用に際して当該貨物の供給者又は 販売店の技術支援が不要で

あるように設計されているもの

電子計算機又はその部分品 以外のものであって、 次の (一)及び に該当するもの(該当する

ことが貨 物 \mathcal{O} 製造 者、 販売者 立文は輸売 出者 によって書 面 により確認できるものに限る。) (次号から第

十二号までにおいて「副次的暗号装置」という。

- 当該貨物の有する主たる機能が次のいずれにも該当しないもの
- 1 情報シ ステ ム 0 セキュリテ イ管理
- 2 情 報 \mathcal{O} 送信、 受信 又 は 記録 及び保 存 (娯楽施設又は装置 \mathcal{O} 有する機能であるもの、 商業放送

デジ タ ル 著 作 -権管 理 又 は 医 療 用 \mathcal{O} 記 録管 理 \mathcal{O} ため 12 行 わ れ るも 0) を除

3 有線若しくは無線 回線網による電気通信 回線 \mathcal{O} 構築、 管理又は 運

当該貨物

の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能

の支援のためにのみ用いられているもの

用

第八条第九号の二中 「ある貨物」 の 下 に 「又はあるプロ グラム」を、 「改造 したもの」 の下に (市販

暗号装置 置又 は 副 次的 暗号装置を除く。 を加 え、 同 · 条第· 十号中 マスは 電 磁波 妨 害防 止 標 準 を 電 磁

波妨 害防 止 標 準 に 改め、 基 づいて信号の 漏えい を防 止するように設計 L たも 0 の 下 に 市 販 暗 号

装置又は副次的暗号装置」 を加え、 同条第十一号中 「有するもの」の下に _ (市販暗号装置又は 副次的 暗

号装置を除く。)」 を加え、 同条第十二号中 「通信ケーブルシステム」 の下に「 (市販暗号装置又は 副 次

的暗号装置を除く。 を加える。

第十条第四号中 「又は天体」 を 天体」 に改め、 「することができる装置」 の 下 に 「又はこれらの部

分品」 を加え、 「方位精度が五秒以下のもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、 同号にイ及び

ロとして次のように加える。

1 ジ ヤ 1 口 天 測航法装置 又は天体若しくは人工衛星 \mathcal{O} 自動 追 跡 により位置若しくは針路を測定するこ

とができる装置であって、方位精度が二○秒以下のもの

口 イに該当するジャイロ 天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の 自動追跡により位置若しくは針路

を測定することができる装置のために設計した部分品であって、 次のいずれかに該当するもの

(一) 光学ヘッド又はバッフル

(二) データ処理ユニット

第十一条第四号ニ中 「引き込むための」 の 下 に 「耐圧殻の」を加え、 「又は光ファイバー用コネクタ」

を削る。

第十三条第九項第三号を削る。

第十四条第五号の次に次の一号を加える。

五. の 二 簡易爆発装置を事 前に爆発させ、 又はその爆発を防止するように設計 した無線送信装置

第十四条第六号ニ中 「港湾用ケーブルシステム」を「港湾ケーブル用のハイドロ ホンアレ] に改め、

同条第八号を次のように改める。

八 パ ル ス V ダ 断 面 積 計 測装置であって、 送信するパ ル ス幅が が一〇〇ナノ秒以下のも O又はその部分

品

第十四条の二第一号の次に次の二号を加える。

第一世学の二等の光に光の二字を大きる

の 二

焼結磁石であって、

残留磁束密度が八○○ミリテスラ以上のもの

の三 前号に掲げるものの製造用の装置又はその部分品

第十 应 条 の二第十 -七号中 「磁場 勾う 配 計 を 磁 場 勾 配 計 に改 らめる。

第十八条第 一項第 一号イ · 及び 口中 $\widehat{}$ 九九七)」 を「 (二)()六) に改り いめる。

第十 九条第一項第 一号中 「又は第十七号イ を削り、 同項第二号中「又は第十七号イ(二) とを

削 り、 同号口 中 「ルまで」 を 「ヲまで」に改め、 同項第三号中 「又は第十七号イ(二)」 を削

第二十条第二項第 一号口、 第二号、 第三号ロ及び第五号中 「一・五実効テラ演算」を 「三・〇実効テラ

演算」に改める。

第九号中 第二十一条第一項第二号、 「第八条第 九号」 の 下 に 第四号、 「又は第十号」を加え、 第六号及び第八号中 同項第十六号及び第十七号中 「第五号の四」を「第五号の五」に改め、 「ある貨物」 0) 同項 下

に 「又は 秒 あ るプロ 改 め、 グラム」 同号ホ を加い を次のように改める。 え、 同 条第二項第三号の二イ中 「五〇ギガビ ツ } ·毎秒」 を「一二〇ギガビ

ホ 削除 ツ

1

毎

に

第二十二条第一項第二号中「第十一号ロ」を 「第十一号イ、 ロ、ヲ若しくはワ」 に改める。

第二十三条第二項第一号中 「使用」 の 下 に \neg (操作又は保守 (点検) に係るものに限る。)」 を加え、

同 条第三項第二号ト中 「ラスター 型 ツ ドアップディスプレ イ又は」 を削 り、 同 項第四号イを次のように

改 らめる。

1 削 除

第二十三条第三項第五号ホ中 「プロ グラム及び超短波全方位式無線標識、 距 離 測定装置、 計器着時 陸装置

又はマイク 口 波着 陸装置 $\overline{\mathcal{O}}$ みを統合 L た 飛 行 計器装置 0 ため 0 技術 は を ププ ログラムを」 に改める。

第二十五条第二項第三号ニを次のように改め á.

= 削除

第二十五条第二項第三号ホ中 「使用」 の下に「(操作に係るものに限る。)」 を加え、 同条第三項第二

号イを次のように改める。

1 燃焼器 であって、 次 のい ずれかに該当するものを有するも

 $\overline{}$ 熱遮断ライナーであって、 燃焼器出口温度が一、六一○度を超えるもの \mathcal{O}

 $\stackrel{\frown}{=}$ 非金属ライナー

 $\stackrel{\text{\tiny (i)}}{=}$ 非金属 シ エ ル

ル に該当する冷却孔を有するライナーであって、 燃焼器の出口温度が一、 六一〇度を超える

t \mathcal{O}

第二十五条第三項第二号ルを次のように改める。

ル 本号ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術 (プログラムを除く。) を用いたガ

スター ビンエンジンの部分品における冷却孔であって、 次のいずれかに該当ものの穴あけ加工 一に必要

な技術

- 最小断面積が○・四五平方ミリメートル未満であって、アスペクト比が四・五二を超えるも
- ののうち、穴あけ角度が二五度以下のもの
- $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$ 最 小 断 面 1積が○ ・一二平方ミリメ ートル未満であって、アスペクト比が五 ・六五を超えるも

ののうち、穴あけ角度が二五度を超えるもの

第二十七条第一項第三号中「第十四条第五号」の下に「、第五号の二」を加え、 同条第六項中

ガス

タービンエンジンの部分品であって」及び「の設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。 を削

り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

ガ スタ ビンエンジン 0 部 分品であって、 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術

(プログラムを除く。)

1 方向性凝固又は単結晶の合金で鋳造されたガスタービンのブレード、ベーン又はチップシ ユラウ

ドであって、一、○○○度の温度において単結晶に垂直な方向に二○○メガパスカルの応力が . 発生す

る荷重を加えたときの応力破断時間が四○○時間以上のもの

有 機複合材を用いた部分品であって、三一五度を超える温度で使用することができるように設計し

口

たもの

二 前号に該当する技術の設計に必要なプログラム

(貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正

第二条 貿易関係貿易外取引等に関する省令 (平成十年通商産業省令第八号) *Ø*) 部を次のように改正する。

第九条第二項第二号の次に次の一号を加える。

<u>ー</u>の ニ 令別表中欄に掲げる技術を外国において防衛大臣に提供することを目的とする取引であって、 居

住者が行うもの

第九条第二項第十四号ロを次のように改める。

口 削除

第九条第二項第十四号ハを次のように改める。

輸出 令別表第 一の中 欄に掲げる貨物 (経済産業大臣が告示で定めるものを除く。) と同時に提供さ

れる当該貨物を使用するために 特別に設計されたプログラムであって、 , v かなる形でもソース コ ド

が提供されないものを提供する取引

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2